

全国こども宅食実施団体への活動助成事業公募要綱

I 本事業の目的、スケジュールなど

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化とともに、子育て世帯や子どもたちを取り巻く環境の悪化が懸念されています。特に、地域コミュニティへの参加が難しい、他者からの支援を受けることに抵抗があるなど既存の支援につながりにくい家庭は、さらに地域から孤立し、十分な支援を受けられていない状況があります。

このような家庭を支えるためには、支援者側が積極的にアプローチし、家庭との関係性を構築しながら継続的に支援を続けていくことが求められます。

こども宅食応援団は、その1つの支援ツールとして、定期的に食品を届けることをきっかけに家庭とつながり、関係性を築きながら次の支援につなげていく「こども宅食」事業の全国普及に取り組んでいます。この度、厚生労働省補助事業「[ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業](#)」を受託したことを受け、これを原資として全国のこども宅食実施団体へのサポート事業を実施いたします。

こども宅食の目的を共有し、ひとり親家庭を始めとした困難を抱える家庭への支援に継続的に取り組んでいただける団体を広く募集いたします。家庭とのコミュニケーションや地域の関係機関との連携などより効果的な事業の提案に期待しています。みなさまのご応募をお待ちしています。

2. 事業の実施

本事業は、厚生労働省が定める「[ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領](#)」(以下「厚労省助成要領」という。)によるほか、本募集要綱及び補足要綱に定める規定に基づき、一般社団法人こども宅食応援団が実施します。一部要件や対象経費等について、厚労省助成要領の規定と異なる点がありますのでご注意ください。

◎[厚生労働省 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領](#)

こちらの資料を必ずご一読いただき、要件等をご確認ください。

◎[全国こども宅食実施団体への活動助成事業補足要綱および申請・実施報告マニュアル](#)(以下「マニュアル」という)

厚労省助成要領及び本公募要綱に記載の内容を解説した資料です。必ずご確認ください。

3. 事業説明会の開催

本事業の説明会を下記日程にて開催いたします(完全オンライン)。参加希望者は下記フォームからお申し込みください。

申請や実施報告に関する詳細をご説明いたしますので、公募をご検討されている場合は可能な限りご参加ください。

※どうしても参加が難しい場合は、ご希望に応じて当日の動画をお送りいたします。

日時: 令和4年2月14日(月)13:30~14:30

申込みフォームは[こちら](#)

※問い合わせ用のLINEやメールでも質問は随時受け付けておりますが、殺到した場合お返事に時間を要する可能性があります。この説明会場でご質問いただけますと回答がスムーズかと思えます。ご理解いただきますようお願いいたします。

4. 申請の募集期間

令和4年2月10日(木)～ 2月17日(木)15:00まで

今年度内に事業を開始・終了する必要がありますので、募集期間が大変短くなっております。ご了承ください。

5. 応募方法

申請にあたっては、以下のa,bにある2つのフォームからの申請が必要です。また、b.助成申請フォームの中で誓約事項への誓約及び必要書類を添付していただきます。

(フォームからの申請が難しい場合はご相談ください)

a. [子ども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム](#)をまだ提出していない団体は、先にこちらをご提出ください。

注)2つのフォームに登録する団体名・メールアドレスは必ず同じものにしてください。

a. [子ども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム](#)

※既にネットワークに加盟しフォームを提出済の団体は不要です。

注)記入目安15分。

b. [助成申請フォーム](#)

当該助成事業に係る事業計画、申請する経費の内訳等をご入力ください。

注)記入目安20-30分。内容は[こちら](#)

【添付ファイル】必要書類・誓約事項

助成申請フォーム上で、以下の誓約事項への同意・必要書類の提出が必要になります。

- 厚労省助成要領および当会指定の誓約事項

[暴力団等に該当しない旨の誓約書](#)

※添付資料: 法人の場合は、役員の氏名および生年月日がわかる資料
(免許書のコピー等)

[自己申告書](#)

[子ども宅食応援団指定の誓約書](#)

- 法人の場合は定款、任意団体の場合は団体の活動内容がわかるもの
(団体パンフレット、活動に関するチラシなど)

6. 助成先の決定

申請内容に基づき、選定委員会にて助成先を決定し、2月28日(月)までに助成の可否を電子メールにてご連絡いたします。選定にあたって、申請内容に疑義が生じた場合は当会からご連絡することがあります。また、申請された経費が対象経費に指定されていない、又は不明瞭な支出計画がある等の場合は、別途協議の上、申請内容から除いていただく場合がありますのでご了承ください。

7. 選考基準

選考にあたっては、厚労省助成要領に定める要件のほか下記第Ⅱ部に示す各要件にすべて該当していることを基準とします。各要件に該当するか否かについては、基本的に上記2つの申込みフォームで選択肢にチェックを入れていただくことで確認できるようになっています。

8. 実施結果報告

令和4年4月11日(月)頃までに実施報告関連書類の提出が必要です。(第Ⅱ部「5.実施報告・精算手続」参照)

※今後、変更となる可能性があります。

9. 申請希望の団体との連絡手段

申請に関する不明点のお問い合わせや、審査会までの各種手続の連絡は助成専用の公式LINEで行います。申請を希望する団体の窓口担当の方は、以下QRコード又はID検索から「こども宅食応援団」を友達追加の上、「団体名」と「助成申請希望」のメッセージを送信下さい(注！友達追加だけでは登録済みと認識されません)。

◎助成事業専用LINE:ID @556vyqim

QRコード



LINEのご登録がどうしても難しい場合は、下記メールアドレスからお問い合わせください。

◎メールアドレス:2ndtruck@hiromare-takushoku.jp

【一般社団法人こども宅食応援団(担当:吉田)】

Ⅱ 助成の内容

1. 助成対象団体

以下のすべての要件を満たす団体を助成の対象とします。

- a. 厚労省助成要領「1.助成の対象者」に掲げる要件を満たしていること
- b. 令和4年1月までにこども宅食事業が開始されていること(今回の助成を機にこども宅食事業を開始する団体は対象となりません)
- c. 助成期間終了後も継続してこども宅食事業を実施すること
- d. 厚労省助成要領および本募集要綱で定められる経費精算業務を確実に遂行できること(具体的には、「5.実施報告・精算手続」参照)

2. 助成対象事業

以下のすべての要件を満たす事業を助成の対象とします。

- 1) 厚労省助成要領「2.助成対象事業の内容」に掲げる要件を全て満たしていること
- 2) こども宅食事業である要件として、以下a-dに示す取組みがされていること
 - a. 生活に困難を抱え支援が必要な家庭を対象とし、支援対象家庭のリストを整備していること
 - b. 定期的に食品を届けること。場合によっては来所型で食品を受け取りに来るケースも可
 - c. 利用家庭への継続的な支援を行うため、配送の連絡以外に家庭と月1回以上のコミュニケーションをとっていること
 - d. 自治体・専門機関等との連携があること

3. 助成の対象とならない事業

以下に該当する場合は、助成の対象とはなりません。第I部5にある指定の誓約書を提出いただきます。

- a. 法律・公序良俗に反する活動
- b. 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
- c. 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- d. 政治活動や宗教活動を目的とする活動
※こども宅食事業の他に宗教活動を行う団体の場合は、今回の対象事業と他の事業を区分して会計処理できることが必須となります。

4. 助成内容

- a. 助成対象期間
令和4年2月7日(月) ~ 令和4年3月31日(木) (※年間分ではありません)
※ただし、助成決定前の活動にかかる経費は、経費記録等も準備できる場合のみ対象となります。
- b. 助成金の上限
1事業者あたり250万円
- c. 対象経費
※厚労省助成要領とは対象費目が異なります。詳しくはマニュアルP40-47を必ずご確認ください。
 - i. 人件費(賃金・給与のほか、個人への業務委託費、謝礼など)
事務局スタッフや有償ボランティアの人件費を対象とします。ただし、団体の管理業務等にあたる職員の人件費は認められません。
 - ii. 消耗品費
事業の実施に必要な各種事務用品、文房具、その他の消耗品の購入にかかる費用を対象とします。ただし、団体の既存事業の実施に係る消耗品費は認められません。
 - iii. 燃料費

事業の実施に必要な事業用燃料代を対象とします。ただし、法人のその
他事業の実施に係る燃料費は認められません。

iv. 食糧費

支援対象家庭にお届けするための食料や食材料費の購入にかかる費用
を対象とします。

上限額: 1世帯あたり1ヶ月10,000円まで

d. 他助成金等との併用

他の助成金等と財源を併用して事業を行う場合は区分経理が必要となるため、
本事業用の帳簿を別途作成していただくようお願いします。

詳しくは、マニュアルP49-52をご確認ください。

5. 実施報告・精算手続

a. 実施報告の期限

令和4年4月11日(月)頃

※今後、変更となる可能性があります。

b. 実施報告時に提出するもの

i ~ iii の内容を必ずご報告いただきます。その他、支出した経費によってiv ~ vii
の添付資料が必要です(マニュアルP34-47)。報告の詳細については追ってご連絡
いたします。

i. [経費精算書](#)(厚労省様式11)

ii. [経費支出済額明細書](#)(厚労省様式12)

iii. [事業実施報告書](#)(厚労省様式13)

記載いただく項目の内容は[こちら](#)

※実施報告書の内容は今後変更する可能性があります。

<添付資料>※上記 ii のexcelの中に各様式があります。

iv. スタッフ・ボランティア等活動表

v. 食品購入リスト

vi. 消耗品購入リスト

vii. 燃料費精算リスト

c. 証憑書類などの保管義務

対象経費に関わるレシート・領収書等の証憑書類等は必ず整備し、5年間の保
存をお願いします。事業の実施状況確認のため、調査にお伺いする場合があります。

厚労省助成要領「6. 助成金の交付条件」に定めるその他の事項も必ずご確認下
さい。

d. 助成金の支払い

上記の実施報告関係書類を当会で確認後、令和4年4月22日(金)頃までに、助
成金の金額を確定し通知します。その後、支払い申請手続きをしていただき、指
定の口座に確定した助成額を振り込みます。(口座振り込み予定: 令和4年4月
下旬~5月上旬を予定)

※参考:こども宅食事業とは

定期的に自宅に食品を配送することをきっかけに、家庭とのつながりを作り、関係性を築きながら見守っていきます。ご家庭の変化をいち早く見つけ様々な専門的支援につないでいくことで、ご家庭の困りごと、つらい状況が悪化していくことを予防します。

家庭とつながる

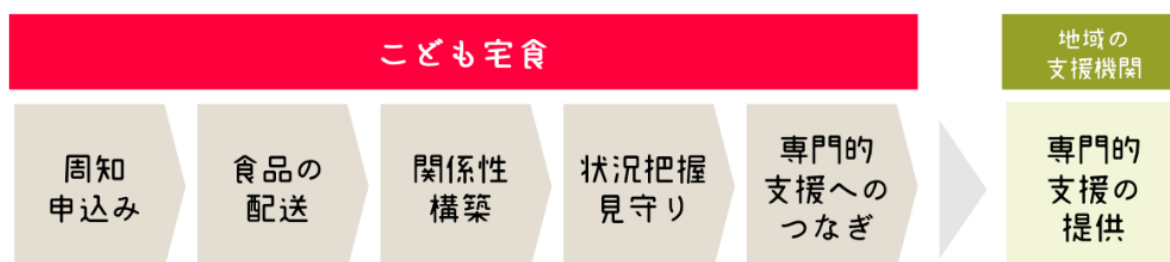
自宅に直接食品を届けるので、**支援を受けていることを周囲に知られたくない家庭とつながる**ことができる。また、仕事と家事で多忙な世帯や、コロナで外出が難しい世帯にとっても**宅配型は利用しやすい**。

関係性を築く

メールやLINEでの連絡や配送時の受け渡しを通じて、**利用家庭と定期的な接点を持つ**ことができる。定期的なやり取りを通じて、**相談ができる関係性をつくる**ことができる。

支援につなぐ

定期的に接点を持ち、関係性を深めていくことで、**より多くの情報を得やすくなる**。必要な情報を集めることで、**家庭の変化や問題の予兆に気づき**、支援につないでいく。



【こども宅食の目的】

支援を受けていることを周囲に知られたくないなど既存の支援ではつながりにくい家庭に支援を届けることを目指します。また、このような家庭との継続的なつながりをもち信頼関係を築いていくことで、家庭の受援ハードルを下げ、地域の関係機関と連携しながら真に必要な支援を提供していくことを目的としています。食支援は家庭とのつながりをもつ「きっかけ」として捉え、その後の家庭との関係性構築及び専門的支援へつないでいくことを目指しています。